

地域連携の取り組み

～B一ぐると北区コミュニティバスの回数券相互利用～

文京区区民部区民課コミュニティバス担当
e-mail : b200500@city.bunkyo.lg.jp

1 素人の思いつき？

「B一ぐるの回数券が「めぐりん」（台東区のコミュニティバス）で使えれば、乗り換えて使うこともあるよな。」「そう思わない？」こんな会話からこの事業は始まった。

「B一ぐる」は、平成19年4月から運行を開始した文京区のコミュニティバスのことである。会話は、当時B一ぐるの担当者だった二人のものである。この二人、交通政策などというものにこれまで関わったことがなく、一般の利用者となんら変わりが無い。交通施策担当者の皆様には申し訳ないが、ただの素人である。素人とは怖いもので、今の立場を利用して、先の会話の実現に向けて動き出したのである。

2 実は中華街が目当て？

法的なことにはほとんど疎い二人なので、早速いつもの相談相手である日立自動車交通㈱（B一ぐるの運行会社）の担当者呼んで聞くことにした。「台東区で了解すれば、B一ぐるの回数券を「めぐりん」で使えるようにできる？」

これを聞いた日立の担当者は、「そんなに簡単には行きません。乗車券一つとっても国の認可が必要になります。普通は、共通の回数券を作るのですが、詳しいことは運輸局で確認を取る必要があります。」との答えだった。

経費をかけて、回数券をわざわざ作るのでは意味が無い。この話もここまでかと思われたが、関東の場合、運輸局は横浜にあり、中華街も近い。この機会に一度伺いすることになった。

3 捨てる神？

関東運輸局自動車交通部にお邪魔し、話を聞いてみた。すると、「運行会社が違う場合は、共通の回数券を作る必要があるが、同一会社の場合は、それぞれの回数券に対し運行系統の申請を行えばよい。」との回答だった。幸い「めぐりん」も日立自動車交通㈱の運行。これでまた光が差してきた。

料金の精算に関する問題が若干残っていたが、早速、依頼文（別紙①を参照）を作成し、台東区に持ち込んだ。素人二人は、これで回数券の相互利用が実現すると思っていたところ、「コミュニティバス回数券相互利用についての検討課題」なる質問が送られてきた。予想外の展開に、どこに不都合があるのか皆目分からず回答文（別紙②を参照）を作成した。結局、「一日券、一ヶ月券の将来構想が定かでないので・・・。」と丁寧に断られてしまった。

4 拾う神？

経費もかけず、手間も増やさない取り組みと自画自賛の二人だったが、現実はその甘くなかった。そんな折、北区からコミュニティバスモデル運行のご挨拶があった。「北区でも平成 20 年度から、懸案だったコミュニティバスのモデル運行を行うことになり、ついてはお互い協力できることがあれば・・・。」というお話だった。運行事業者を訪ねたところ「日立自動車交通(株)です。」とのこと。これは、渡りに船とばかりに、実はこんなことを考えたのですがと、台東区を北区に変えた依頼文をお渡しした。

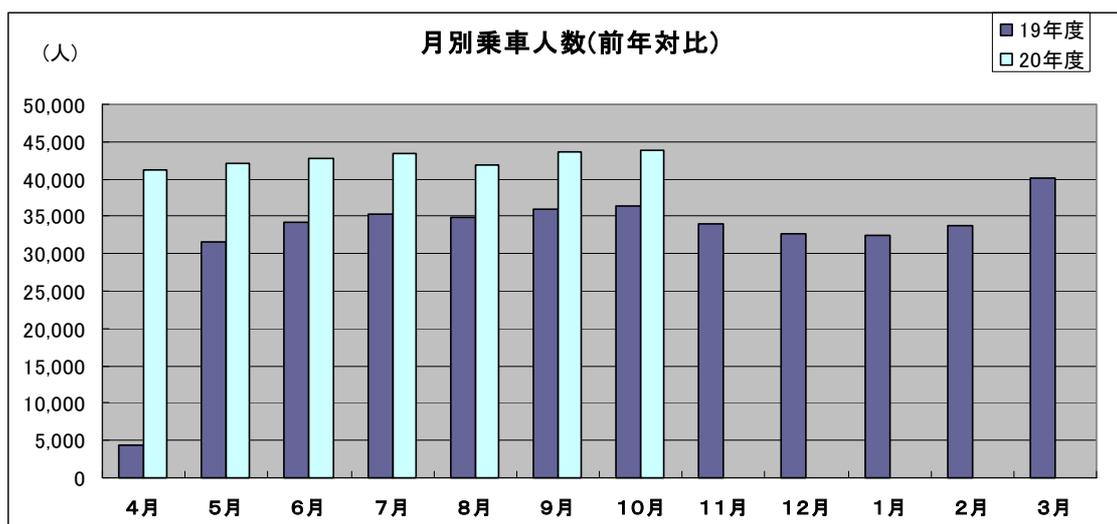
その結果、当初の目的とは多少異なるが、三者による覚書（別紙③参照）を取り交わし、平成 20 年 9 月から B-ぐるると北区コミュニティバスの回数券相互利用の取り組みがスタートした。

5 最後に

文京区では、バスの多様なメリットを活用したまちづくりを目指している。バスの持っている力を引き出し、地域のニーズにうまくフィットさせることができれば、バスの魅力をさらに高めることができるのではないかと考えている。待っているだけでは、何も変わらない。こちらから積極的に働きかけることが必要であり、素人は、素人なりに、この先も様々な取り組みにチャレンジしたいと考えている。

なお、台東区には、北区との実績を踏まえた上で、乗車券全体に対する構想を再提案したいと考えている二人である。

【参考】 B-ぐるの運行実績



(注) 平成 19 年 4 月 26 日運行開始

B-ぐるの詳しい情報は、下記の URL をご参照下さい。

URL : http://www.city.bunkyo.lg.jp/sosiki_busyo_kumin_jigyuu_b-guru.html

19文区区第623号
平成19年9月19日

台東区都市づくり部
道路交通課長 様

文京区区民部区民課長
(公印省略)

コミュニティバス回数券の相互利用に関する検討について（依頼）

平素、文京区政に対し、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、文京区では、平成19年4月より、日立自動車交通㈱の自主運行により、文京区内を循環するコミュニティバス「Bーぐる」が運行を開始しました。本コミュニティバスは、千代田線千駄木駅前にバス停留所をもち、貴区のコミュニティバス「めぐりん」に乗換えが可能となっております。

つきましては、両区のコミュニティバスの利便性向上のため、下記のとおり、現在発売している回数券の相互利用に関するご検討をお願いするものです。

記

1 目 的

台東区コミュニティバス「めぐりん」及び文京区コミュニティバス「Bーぐる」の回数券の相互利用により、両区のコミュニティバスの利便性向上を図る。

2 事業内容

現在各区で発売している回数券を「めぐりん」及び「Bーぐる」相互で利用できる。

3 運賃精算

回数券1枚の金額を90円で換算し、使用実績に基づいて各区相互の収支を精算する。

4 認可手続

台東区の確認が取れた段階で、運行会社が関東運輸局に認可申請を行う。

5 効 果

今回の取組により、下記のような効果が期待できる。

- ・ 手持ちの回数券がそのまま利用できるため、利用者の利便性が向上する。
- ・ 今回提案の取組を実施するにあたり、新たな予算要求の必要がない。
- ・ 23区内のコミュニティバス事業として、区間連携は初の取組みであるためPR効果が高い。

コミュニティバス回数券相互利用についての検討課題（回答）

Q 1 回数券の90円換算について

0.9円（回数券1綴りにつき10円）については販売区における事務手数料と考えております。

Q 2 相互利用の精算（配分）を日立自動車交通ができるか。その精査は。

日立自動車交通では、帰庫後に当日の回収回数券を車両ごとに確認しているため、回収した相手区の回数券の確認は可能だと考えます。

精算は下記例のようになります。

月	項目	台東区	文京区	備考
12月	回数券売上冊数	90	30	30冊×系統数（台東3・文京1）で試算
	回数券売上金額	90,000	30,000	1,000円×売上冊数
	回収した相手区の数券枚数	30	10	10枚×系統数（台東3・文京1）で試算
	精算 売上増額	2,700	900	90円×回収した相手区の数券枚数
	売上減額	▲ 900	▲ 2,700	▲90円×相手区において回収された回数券枚数
	精算後売上額	91,800	28,200	精算金額の差額分を各々の収支に組み込む。 台東：90,000円＋（2,700円－900円） 文京：30,000円＋（900円－2,700円）

* 当月ごとに精算するものとする。

Q 3 台東区と文京区において同じ90円の換算でよいのか。

一日券、一ヶ月の相互利用ということになると、系統数・総距離数等の違いにより、全体の売上を按分するという考えられますが、回数券であるため、問題ないと考えます。

貴区予想のとおり文京区から上野・浅草方面へ多くの利用があれば、それだけ「Bーぐる」（文京区）の回数券売上から、「めぐりん」（台東区）の回数券売上へ売上金が置換されるため、貴区の売上向上が見込めると思われます。

Q 4 台東区内の乗り継ぎを無料とするのか。

回数券乗車と同等のサービスを提供するため、無料となります。

Q 5 一日券、一ヶ月券の要望が予想されるが、どのように精算するのか。

まず、回数券を相互利用することで人の移動数を把握したいと考えています。その状況を検証したうえで、一日券、一ヶ月券についての拡大が可能か、合理的な精算方法が可能か検討したいと考えています。

Q 6 乗務員の運転に支障はでないのか。

乗務員は2種類の回数券を判別するだけであり、難しいこととは考えておりません。

また、日立自動車交通担当者も本提案の導入に意欲的であり、乗務員への周知・徹底は問題ないと思われます。

コミュニティバス運行の相互協力事業に関する覚書

文京区（以下「甲」という。）、北区（以下「乙」という。）及び日立自動車交通株式会社（以下「丙」という。）は、甲及び乙が実施するコミュニティバスの運行における相互協力事業に関し、次のとおり覚書を締結する。

（事業の実施）

第1条 甲、乙及び丙は、甲及び乙が共同で作成する別紙事業計画書（以下「事業計画」という。）に基づき、コミュニティバスの運行における相互協力事業（以下「事業」という。）を実施するものとする。

2 前項のコミュニティバスの運行に係る準備及び道路運送法(昭和26年法律第183号)等に関する諸手続きは、丙が行うものとする。

3 甲、乙及び丙は、事業に関する周知について相互に連携し、自己の広告媒体を活用する等の協力を図るものとする。

4 事業計画の変更を行うときは、甲、乙及び丙が協議の上変更するものとする。

（費用負担）

第2条 事業に要する経費は丙の負担とし、事業による運送収入は丙の収入とし、丙が経理する。

（実績報告）

第3条 丙は、事業の実績を1か月ごとに集計して、甲及び乙に報告しなければならない。

（有効期間）

第4条 覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3月前までに、甲、乙又は丙が特段の意思表示を行わない場合は、本覚書は同一条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙の間で誠意を持って協議し、決定するものとする。

覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年9月1日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲 文京区

代表者 区長 成 澤 廣 修

東京都北区王子本町一丁目15番22号

乙 北 区

代表者 区長 花 川 與惣太

東京都足立区綾瀬六丁目11番22号

丙 日立自動車交通株式会社

代表取締役 佐 藤 雅 一